



後期高齢者支援金分・介護納付金分保険料など 組合規約の一部を改正

平成30年度の事業計画及び
予算などを審議する第164
回通常組合会が、去る2月22
日(木)に開催され、規約の
一部改正が承認されました。
平成30年4月より後期高
齢者支援金分保険料及び介護
納付金分保険料並びに後期高
齢者組合員に係る保健事業見
合い分保険料が改定となりま
すので、お知らせいたします。
《主な改正点等》

①平成30年度の1人当り保険
料月額について、医療分は
据え置きとして前年同額、
後期高齢者支援金分は組合
員300円、家族200円増
増、介護保険分300円増
とし、国の制度に沿った負
担とさせていただきます。存
じます。

後期高齢者支援金分：
算定されました。
平成30年度の保険料1人当
たり月額額は、3,000円増の4,
500円といたします。

②後期高齢者組合員の保健事
業見合い分保険料は保健事
業の利用状況から、月額7,
000円を5,000円と
します。

後期高齢者医療制度は、75
歳以上の高齢者が加入する医
療制度で、都道府県ごとにす
べての市区町村が加入する
「広域連合」が運営し、一般
の医療保険制度からは独立を
しており、平成20年4月に導
入されました。

③趣旨普及事業において、国
保のしおり(創立60周年記
念版)を全組合員に配布し
ます。

その財源として患者負担を
除く医療給付費の約4割を現
役世代からの後期高齢者支援
金で支えております。
高齢化の進展に伴い、増え
続ける高齢者の医療費を社会
全体で支えるという考えから
このような仕組みになってお
り、その保険料の負担額は毎
年国から示され、0歳から74
歳までの被保険者の方々に納
めていただき、保険者から国
へ拠出することとなっております。
ので、何卒ご理解の上、
医療分保険料、介護分保険料
ともども、毎月納付いただき
ますようお願いいたします。

神奈川県歯科医師国民健康保険組合規約改正新旧対照表

現行条文	改正(案)
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第16条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、毎月納付しなければならない。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるため、組合員(後期高齢者組合員を除く。)及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金賦課額は次の区分とする。</p> <p>(1) 第1種組合員 1人につき 6,000円</p> <p>(2) 第2種組合員 1人につき 4,900円</p> <p>(3) 第3種組合員 1人につき 3,600円</p> <p>(4) その他の被保険者 1人につき 2,400円</p> <p>3 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第2号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額は4,200円とする。</p> <p>4 保健事業のうち、後期高齢者組合員に係るものに要する費用に充てるため、後期高齢者組合員につき算定した額は7,000円とする。</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第16条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、毎月納付しなければならない。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるため、組合員(後期高齢者組合員を除く。)及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金賦課額は次の区分とする。</p> <p>(1) 第1種組合員 1人につき 6,300円</p> <p>(2) 第2種組合員 1人につき 5,200円</p> <p>(3) 第3種組合員 1人につき 3,900円</p> <p>(4) その他の被保険者 1人につき 2,600円</p> <p>3 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第2号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額は4,500円とする。</p> <p>4 保健事業のうち、後期高齢者組合員に係るものに要する費用に充てるため、後期高齢者組合員につき算定した額は5,000円とする。</p>